

飯塚市初期救急医療運営審議会について

飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成18年飯塚市条例第21号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条関係)			別表(第2条関係)		
附属機関の 属する執行 機関等	附属機関の名称	担任する事務	附属機関の 属する執行 機関等	附属機関の名称	担任する事務
市長	(略)	(略)	市長	(略)	(略)
	飯塚市環境保全 協議会	環境センター、終末処理場及び旧廃棄 物処分場に関する公害防止協定に基づ き調査審議すること。		飯塚市環境保全 協議会	環境センター、終末処理場及び旧廃棄 物処分場に関する公害防止協定に基づ き調査審議すること。
	飯塚市初期救急 医療運営審議会	初期救急医療の運営等に関して調査審 議すること。			
	飯塚市予防接種 健康被害調査委 員会	予防接種による健康被害が発生した場 合の健康被害に関して調査審議するこ と。		飯塚市予防接種 健康被害調査委 員会	予防接種による健康被害が発生した場 合の健康被害に関して調査審議するこ と。
	(略)	(略)		(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	教育委員会	(略)	(略)
企業管理者	(略)	(略)	企業管理者	(略)	(略)

附 則

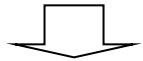
(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(飯塚急患センター条例の一部改正)

- 2 飯塚急患センター条例(平成18年飯塚市条例第156号)の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。



【飯塚急患センター条例の改正箇所】

~~(協議会)~~

~~第9条 急患センターの管理、運営及び執行に関する事項を協議するため、飯塚急患センター運営協議会を置く。~~

~~2 前項の協議会の組織、運営等その他必要な事項は、規則で定める。~~

(委任)

第10条 第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

飯塚急患センター条例の一部を改正する条例

飯塚急患センター条例(平成18年飯塚市条例第156号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(診療科目) 第3条 飯塚急患センター(以下「急患センター」という。)の診療科目は、 <u>内科</u> とする。	(診療科目) 第3条 飯塚急患センター(以下「急患センター」という。)の診療科目は、 <u>次のとおり</u> とする。 <u>(1)</u> <u>内科</u> <u>(2)</u> <u>小児科</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

飯塚市初期救急医療運営審議会規則及び飯塚急患センター条例施行規則（R7.4.1廃止規則）の比較表

改正後	改正前
○飯塚市初期救急医療運営審議会規則 （趣旨） 第1条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例（平成18年飯塚市条例第21号）第3条の規定に基づき、飯塚市初期救急医療運営審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。 （所掌事務） 第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。 （1） 初期救急医療の運営方法及び施設設備の整備等に関すること。 （2） 初期救急医療実施に伴う各種問題点に関すること。 （3） その他初期救急医療に関し必要と認められる事項に関すること。 （組織） 第3条 審議会は、委員12人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。 （1） 飯塚医師会会長及び副会長並びに飯塚医師会理事のうちから2名	○飯塚急患センター条例施行規則 （趣旨） 第1条 この規則は、飯塚急患センター条例（平成18年飯塚市条例第156号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。 （協議会の職務） 第2条 条例第9条に規定する飯塚急患センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、飯塚急患センターの円滑な運営を図るため、次に掲げる事項について協議、検討を行う。 （1） 急患診療業務の運営の方法及び施設設備の整備等に関する事項 （2） 急患診療業務実施に伴う各種問題点に関する事項 （3） 前2号に掲げるもののほか、運営に関し必要と認められる事項 （協議会の組織） 第3条 協議会は、委員12人以内をもって組織する。 （協議会の委員） 第4条 委員は、次に掲げる職にある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。 （1） 飯塚医師会会長及び副会長並びに飯塚医師会理事のうちから2人

- (2) 関係機関の代表者から若干人
 - (3) 嘉麻市主管課長
 - (4) 桂川町主管課長
 - (5) 福祉部長
 - (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を

- (2) 関係機関の代表者から若干人
- (3) 嘉麻市主管課長
- (4) 桂川町主管課長
- (5) 福祉部長及び健幸保健課長

(協議会の委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第7条 会議は、必要に応じ会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

5 協議会は、協議事項について必要があると認めるときは、委員以外

求めて意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、福祉部健康保健課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(飯塚急患センター条例施行規則の廃止)

2 飯塚急患センター条例施行規則(平成18年飯塚市規則第133号)は廃止する。

(経過措置)

3 廃止前の飯塚急患センター条例施行規則第4条の規定により委嘱され、又は任命された委員である者は、この規則の施行日に第3条第2項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、令和8年6月30日までとする。

の関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(協議会の庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部健康保健課において処理する。

(委任)

第9条 第2条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会の同意を得て会長が定める。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。